

福島県における環境放射能調査の体系

【震災前】

根拠

東京電力株式会社福島第一(第二)原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定

福島県原子力発電所周辺環境放射能測定基本計画



【震災後】

根拠

総合モニタリング計画(平成24年4月1日改定)モニタリング調整会議

東京電力福島第一原子力発電所周辺地域の環境回復、子供の健康や国民の安全・安心に配慮する「きめ細やかなモニタリング」と一体的で分かりやすい情報提供のため、関係府省、自治体、原子力事業者等が連携して進める放射能モニタリングの内容をまとめたものです。

実施主体

福島県原子力センター

実施主体

文部科学省(総合調整)、原子力安全委員会、原子力災害対策本部、関係府省、自治体等、原子力事業者等

調査内容

1 空間放射線(福島原子力発電所周辺)

【空間線量率】

対象 広野、楢葉、富岡、大熊、双葉、浪江

頻度 連続測定

調査内容

1 環境一般(土壌、水、大気等)、航空、海域、学校、公共施設等

【全国的なモニタリング】(福島県、文部科学省等が実施)

【東京電力福島原子力発電所周辺を中心とした陸域モニタリング】(福島県、文部科学省等が実施)

【海域モニタリング】(福島県、文部科学省、原子力事業者等が実施)

【学校等(学校、保育所等)】(福島県、文部科学省等が実施)

【積算線量】

対象 楢葉、富岡、大熊、双葉、浪江

頻度 4回/年(3ヶ月積算)

2 港湾、空港、公園、下水道等

【下水汚泥の測定】(福島県、国土交通省等が実施)

【港湾、航路の天気、海水モニタリング】(福島県、国土交通省等が実施)

【空港の測定】(空港管理会社等が実施)

【都市公園等の測定】(福島県が実施)

【観光地の測定】(福島県が実施)

2 環境試料(福島原子力発電所周辺)

【降下物】

対象 富岡、大熊

頻度 12回/年(毎月)

【大気】

対象 楢葉、富岡、双葉、大熊

頻度 連続測定(全α、β放射能)
12回/年(核種濃度)

【陸土】

対象 広野、楢葉、富岡、大熊、双葉、浪江

頻度 2回/年

【陸水(上水)】

対象 広野、楢葉、富岡、大熊、双葉、浪江

頻度 4回/年

【海水】

対象 第一、第二原子力発電所の周辺海域

頻度 2~4回/年

【海底沈積物】

対象 第一、第二原子力発電所の周辺海域

頻度 2~4回/年

【農畜産物】

対象 広野、楢葉、富岡、大熊、双葉、浪江

頻度 1~4回/年

【指標植物】

対象 広野、楢葉、富岡、双葉、浪江、大熊

頻度 4回/年

【水産物】

対象 第一、第二原子力発電所の周辺海域

頻度 1~2回/年

【指標海洋生物】

対象 第一、第二原子力発電所の周辺海域

頻度 3回/年

3 水環境(河川、湖沼・水資源、地下水)、自然公園(湧水、野動植物)、廃棄物

【水環境のモニタリング】(福島県、環境省が実施)

○河川、湖沼、沿岸

頻度 1回/2月~毎月(河川、湖沼、沿岸)

○水浴場

頻度 1回/月(6~8月)(水浴場)

○地下水

頻度 1~4回/年

【自然公園等(湧水等)、野生動植物)のモニタリング】(福島県、環境省等が実施)

【廃棄物のモニタリング】(環境省、市町村、事業者等が実施)

4 農地土壌、林野、牧草

【農地土壌モニタリング】(農林水産省が実施)

【林野、牧草等のモニタリング】(福島県、農林水産省)

5 食品(農・林・畜・水産物等)

【各都道府県等における食品のモニタリング】(福島県、厚生労働省、農林水産省等が実施)

【商品摂取を通じた実際の被ばく線量の把握】(福島県、厚生労働省が実施)

6 水道のモニタリング(福島県、厚生労働省、原子力災害対策本部等が実施)

対象 浄水及び取水地域の原水

頻度 随時

-----: 福島県水環境保全基本計画に該当するもの